

【越谷市】令和6年度集団指導資料（障害福祉サービス）

～本資料の対象サービス～

〔居宅サービス〕

○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護

〔通所サービス〕

○就労継続支援A型・B型

○就労移行支援

○就労定着支援

○生活介護（〔入所〕の生活介護を除く）

○自立訓練（生活訓練）

○自立生活援助

事業所の皆様にご確認いただきたい事項は、次の2点です。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 令和5年度実地指導（運営指導）における指摘事項（2ページ～）2 令和6年度報酬改定のポイント（7ページ～） |
|--|

1については、昨年度の実地指導における指摘事項の中で、次に該当する事項について紹介します。

- ・多くの事業所で指摘のあった事項
- ・指摘レベルが改善報告を要する「指導」レベルである事項
- ・報酬の返還を要した事項
- ・令和6年度報酬改定に関する事項

2については、数多くある改正事項の中でも、基準の内容が以前よりも厳格化されたこと等により、特に事業所の皆様への影響が大きいものに絞って紹介します。

（新設された加算や改正内容の詳細については、省略しておりますので、詳細をご確認されたい方は、厚生労働省のホームページをご確認ください。）

1 令和5年度（昨年度）実地指導における指摘事項

■虐待防止（全サービス）

虐待の防止について、以下の事項に不備がありましたので、見直しをしてください。

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ってください。
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施してください。
- 虐待等の防止に係る措置を適切に実施するための担当者を置いてください。

【ポイント】

- ・多くの事業所で指摘のあった事項です。
- ・令和6年度から「虐待防止措置未実施減算（新設）」の対象となるので注意が必要です（改正点につき、7ページ参照）。

■身体拘束等（全サービス）

○身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ってください。

○身体拘束等の適正化のための指針について、次のような項目を盛り込んでください。

- ・事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- ・身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ・事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ・身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ・障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ・その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

○従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施してください。

【ポイント】

- ・多くの事業所で指摘のあった事項です。
- ・令和6年度から「身体拘束廃止未実施減算」の減算額の引き上げ等が行われたことから注意が必要です（改正点につき、7ページ参照）。

■個別支援計画の作成等（全サービス）

- アセスメントについて、実施しているか記録がなく確認できない例がありましたので、記録してください。
- 個別支援計画作成に係る会議において、個別支援計画の原案について意見を求めていますでした。
- サービス担当者会議について、開催しているか記録がなく確認できない例がありました。
- 個別支援計画について、本人又は家族から文書により同意を得ることが遅れている例がありました。
つきましては、やむを得ない事情によりサービス提供開始前に文書同意を得られず、電話等口頭で同意を得た場合は、個別支援計画等にその旨を記載したうえで文書により同意を得てください。
- 利用者又はその家族からの同意及び交付が遅れている例がありましたので、遅滞なく同意を得て交付してください
- 利用者の同意を得たことがわかる個別支援計画書の保管がない例がありましたので、適切に保存してください。
- モニタリングについて、支援目標の達成状況を記載していませんでしたので、記載してください。

【ポイント】

- ・多くの事業所で指摘のあった事項です。
- ・令和6年度から利用者の個別支援会議等への出席が義務化されている等、変更点がございますので注意が必要です（改正点につき、7ページ参照）。

■ハラスメント防止（全サービス）

- ハラスメント防止について、方針等の明確化及びその周知・啓発、相談に適切に対応するために必要な体制の整備などの措置を講じてください。

【ポイント】

- ・多くの事業所で指摘のあった事項です。

■勤務体制・人員関係（全サービス）

- 勤務表を作成していませんでしたので、月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。
- 一部の従業員について、雇用契約書等がなく、当該事業所の従業員かどうか確認できませんでした。
つきましては、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業員であることを明確にしてください。

【ポイント】

- ・利用者へのサービスの質の確保に当たって、人員基準の遵守は重要です。
- ・人員欠如が生じた場合、減算に該当しうることから注意が必要です。

■利用定員の超過

○利用定員について、定員を超えている日がありました。

【ポイント】

- ・定員超過により利用者ひとりひとりに対するサービスの質の低下等を引き起こしうることから、定員の遵守は重要です。
- ・また、定員超過減算に該当しうることから注意が必要です。

■法定代理受領通知（全サービス）

○法定代理受領通知について、利用者に対して通知していませんでしたので、通知してください。

【ポイント】

- ・多くの事業所で指摘のあった事項です。

■就労系サービス

○生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額に相当する金額が利用者に支払う工賃の総額以上とならず、自立支援給付を工賃の支払に充てていました。

つきましては、生産活動に係る事業の収入から工賃を支払ってください。

なお、次年度以降、報酬区分を適切に設定してください。

【ポイント】

- ・多くの事業所で指摘のあった事項です。

○工賃の支払について、工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に書面で通知してください。

【ポイント】

- ・多くの事業所で指摘のあった事項です。

■処遇改善加算

○福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)について、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を障害福祉サービスの情報公表制度等を活用し、公表してください。

○福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、特定加算及び福祉・介護職員等ベースア

ップ等支援加算について、賃金改善を行う方法等を職員に周知していませんでした。

つきましては、障害福祉サービス等処遇改善計画書等を用いて職員に周知してください。

【ポイント】

- ・多くの事業所で指摘のあった事項です。
- ・令和6年度報酬改定により、内容が大きく変更されております。
- ・公表や周知については、改正後も引き続き、原則必要であることから、注意が必要です。

■食事提供体制加算（生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）

○食事提供体制加算について、個別支援計画に位置付けていませんでしたので、位置付けてください。

【ポイント】

- ・多くの事業所で指摘のあった事項です。
- ・令和6年度から要件が加重されていることから、注意が必要です（改正点につき、8ページ参照）

■欠席時対応加算

○欠席時対応加算の算定要件である「利用者又は利用者の家族等との連絡調整を行うとともに、利用者の状況等を記録し、引き続きサービスの利用を促すなどの相談援助を行った場合」についての記録が不十分でしたので、具体的に記録してください。

【ポイント】

- ・多くの事業所で指摘のあった事項です。

■報酬返還の対象となったもの

○医療連携体制加算（Ⅰ）について、医療機関等との委託契約を結んでいませんでした。

つきましては、指定時まで遡り、自己点検のうえ、市障害福祉課及び支給決定市町村に過誤申し立てを行い、申立書の写しを市福祉総務課に提出してください。また、利用者負担が発生する場合は適正に返還してください。

○福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）の算定要件である「職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の

75以上」を満たしていない月に算定していました。
つきましては、指定時まで遡り、自己点検のうえ、市障害福祉課及び支給決定市町村に過誤申し立てを行い、申立書の写しを市福祉総務課に提出してください。また、利用者負担を適正に返還してください。

【ポイント】

- ・加算については、要件を充足しているか定期的に確認してください。

■利用者負担額以外に受領が可能な費用（生活介護）

生活介護に係る利用者負担額以外に利用者から費用の支払いを受ける場合について、以下のような事例がありました。

創作活動に係る材料費（●●円/月）について、積算根拠がなく、実費相当であることが確認できなかった事例

【ポイント】

- ・生活介護に係る利用者負担額以外に、利用者から費用の支払いを受ける場合は、利用者との間で金銭に係るトラブルが生じやすいことから、注意が必要です。
- ・受領に当たっての主なポイントを以下に示しますので、いま一度ご確認ください。

◆受領可能な費用の範囲

基準上、生活介護に係る利用者負担額以外に、受領することが可能な費用の範囲は、以下4点のみです。

- ①食事の提供に要する費用
- ②創作活動に係る材料費
- ③日用品費
- ④その他の日常生活費

※①～④の費用について、過大徴収となった場合（徴収額>実費相当額）は、必ず、利用者への返還が必要です。

※精算額の算出は、必ず、各徴収費目ごとに行ってください。

◆「④その他の日常生活費」のポイント

「④その他の日常生活費」については、別途国通知が発出されており、その内容の主なポイントは以下の2点です（詳細は、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年12月6日障発第1206002号）を参照してください）。

- 受領に当たっては、利用者に事前に十分な説明を行い、書面による同意を得ているか
- 受領する金額が、実費相当額となっているか

2 令和6年度報酬改定のポイント

ここからは、前述のとおり、数多くある改正事項の中でも、特にご確認いただきたい事項（事業所の皆様への影響が大きいものなど）について、内容を絞って紹介します（報酬改定の詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください）。

■利用者の意思決定支援の推進（全サービス）

- アセスメントに当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- サービス担当者会議・個別支援会議において、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き、障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。
- 利用者の状況を踏まえたサービス等利用計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付けることとされた。

■同性介助（計画相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記された。

■虐待防止措置未実施減算の新設（全サービス）

- 虐待防止措置未実施減算が新設され、虐待防止措置（※）未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算（所定単位数の1%）する。
 - ※虐待防止措置
 - ①虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

■身体拘束廃止未実施減算の減算額の引き上げ等（計画相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス）

○身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額の引き上げ等を行う。

[現行]

基準(※)を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

[見直し後]

(施設・居住系サービス)

基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。

(訪問・通所系サービス)

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

※基準の内容(身体拘束適正化措置)

- ①やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ②身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

■業務継続計画未策定減算の新設(全サービス)

○業務継続計画(※)が未策定の場合、基本報酬を減算(所定単位数の3%または1%)する。(一定の要件を満たす場合には、令和7年3月31日までの間に限り、経過措置あり)

※業務継続計画

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するための計画

■情報公表未報告減算の新設等(全サービス)

○利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算(所定単位数の10%または5%)」を新設する。

○都道府県知事(越谷市長)は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする(新設)。

■食事提供体制加算の見直し(生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)

○令和6年3月31日までの経過措置とされていた食事提供体制加算について

て、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。

○ただし、食事の提供について、以下の3要件を追加する。

- ①管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
- ②利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

■居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止（居宅介護のみ）

○居宅介護のサービス提供責任者については、指定基準の解釈通知において、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を設けていたが、質の向上を図る観点から、これを廃止する。

■基礎的研修開始に伴う対応（就労移行支援及び就労定着支援）

○令和7年度より独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修（以下「基礎的研修」という。）が開始されることに伴い、就労移行支援事業所の就労支援員及び就労定着支援事業所の就労定着支援員は基礎的研修の受講を必須とすることを通知で明記する。ただし、令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。